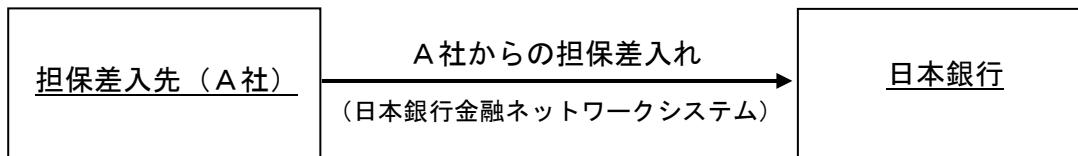


国債担保の差入れ・払出し事務の外部委託可能化の概要
(日本銀行への担保差入れを行う場合)

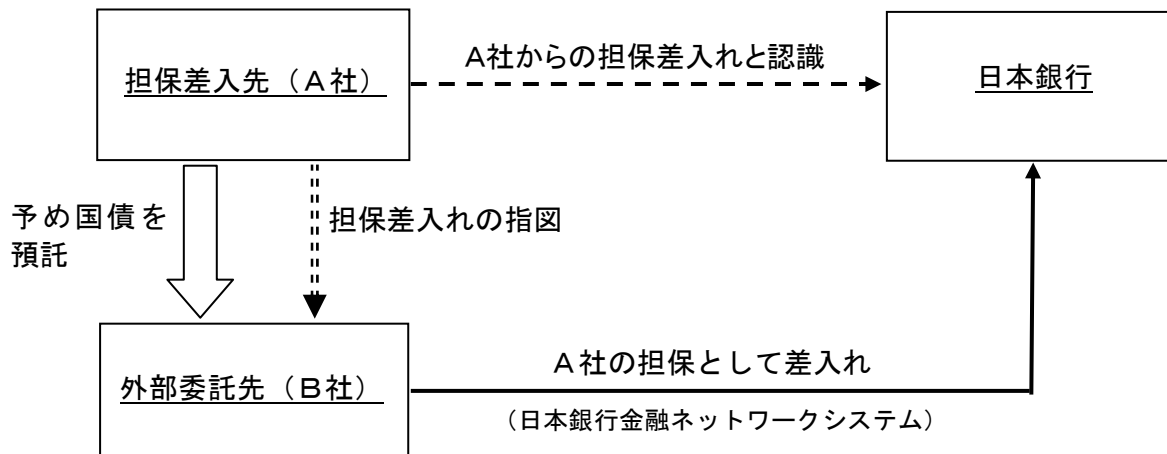
[現行]



担保差入先 (A社) は、日本銀行に担保を差入れる場合には、自らその事務を行う必要。

—— この場合、担保となる国債は、国債振替決済制度上の A 社の参加者口座 (自己口 I・Ⅲ) から、日本銀行の参加者口座 (自己口 II・IV : 質権の目的である国債を記録する口座) に振替えられる。

[メンテナンス後]



担保差入先 (A社) は、外部委託先 (B社) に予め国債を預託。A社は、B社に担保差入れを指図し、B社が、A社から預託を受けた国債を A 社の担保として日本銀行に差入れることが可能となる (日本銀行では、A社からの担保差入れと認識)。

—— この場合、担保となる国債は、国債振替決済制度上の B 社の参加者口座 (預り口 I・Ⅲ) から、日本銀行の参加者口座 (自己口 II・IV) に振替えられる。